

山口県PCB含有電気機器等適正処理促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県PCB含有電気機器等適正処理促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、山口県内（下関市を除く。以下同じ。）においてポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の濃度分析を行う者に対し、その費用の一部を支援することにより、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 山口県PCB含有電気機器等適正処理促進事業 別表1に定めるPCBを含有するおそれのある電気機器等（以下「電気機器等」という。）について、PCBの含有の有無、濃度等を把握するために電気機器等に含有されるPCBの分析を行う事業であって、県内に事業所を有する中小企業者等が当該事業所において自ら所有する電気機器等について実施するものをいう。
- (2) 中小企業者等 別表2の上欄に掲げる区分ごとに同表の下欄に掲げる要件を満たす者をいう。

(交付の対象及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、山口県PCB含有電気機器等適正処理促進事業とし、補助金の交付の対象となる経費の区分、補助率及び交付額は、別表3に定めるとおりとする。ただし、次条第1項の事前審査申請書の提出時において、当該事業に着手している場合は、補助の対象としない。

- 2 前条第1号の分析は、別表4に定める機関が別表5に定める方法により実施したものでなければならない。

(事前審査の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする中小企業者等は、あらかじめ補助金の交付に係る事前審査申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の事前審査申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付しようとする予定額（以下「補助金交付内示額」という。）を定め、当該申請者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金交付内示額を通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に当たって、補助金の交付に必要と認める条件を付することがで

きる。

(事業の着手及び変更等承認の申請)

第6条 補助事業者は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに事前審査申請書に記載した事業に着手しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項の事前審査申請書の記載事項について、次に掲げる変更をしようとする場合又は当該事業の中止若しくは廃止をしようとする場合には、あらかじめ、事前審査事項変更等承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金交付内示額の変更を要する事業費の変更又は事業費の20%を超える変更
- (2) 分析を実施する電気機器等の変更
- (3) 電気機器等に含有されるPCBの分析の実施機関又は方法の変更
- (4) その他事業内容の大幅な変更

(補助金の交付申請、実績報告等)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は3月10日のいずれか早い日までに補助金交付申請書兼実績報告書(別記第3号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

1	製造メーカーからPCBが含有していない旨の確認を得ることができないトランス等の電気機器（銘盤等がないため、製造メーカー、型式等を確認することができないトランス等の電気機器を含む。）
2	1に掲げる電気機器等以外の電気機器であって、含有されるPCBの濃度等を把握することが必要と認められるもの

別表 2

区 分		要 件
1	会社法法人	製造業・その他の業種 次のいずれかの基準を満たすこと。 (1) 資本金又は出資の総額が3億円以下 (2) 常時使用する従業員の数が300人以下
		卸売業 次のいずれかの基準を満たすこと。 (1) 資本金又は出資の総額が1億円以下 (2) 常時使用する従業員の数が100人以下
		ゴム製造業 次のいずれかの基準を満たすこと。 (1) 資本金又は出資の総額が3億円以下 (2) 常時使用する従業員の数が900人以下
		旅館業 次のいずれかの基準を満たすこと。 (1) 資本金又は出資の総額が5千万円以下 (2) 常時使用する従業員の数が200人以下
		小売業 次のいずれかの基準を満たすこと。 (1) 資本金又は出資の総額が5千万円以下 (2) 常時使用する従業員の数が50人以下
		サービス業 次のいずれかの基準を満たすこと。 (1) 資本金又は出資の総額が5千万円以下 (2) 常時使用する従業員の数が100人以下
		業種共通 次のいずれの基準にも該当しない者であること。 (1) 業種区分ごとの要件を満たす会社法法人以外の会社法法人（以下「大企業者」という。）の所有に係る株式の数の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の出資の金額の出資の総額に対する割合が1/2以上であること (2) (1)に掲げる基準を満たす者（以下「みなし大企業者」という。）との間にみなし大企業者による完全支配関係（法人税法（昭和40年法律第34号）第4条の2に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。）があること (3) 大企業者との間にみなし大企業者又は大企業者による完全支配関係があること
2	個人	1の業種区分ごとに(2)に掲げる基準（業種共通の部分を除く。）を満たすこと。
3	学校法人、宗教法人、医療法人及び社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下であること。
4	中小企業団体等	次のいずれかに該当する団体であること。 (1) 中小企業団体の組織に関する法律に規定する

		<p>中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、火災共催協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）</p> <p>(2) 特別の法律により設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が1又は2の要件を満たすもの（農業協同組合、漁業共同組合）</p>
--	--	---

別表3

対 象 経 費	補助率	交 付 額
電気機器等に含有されるPCBの分析に要する委託料（試料の採取及び運搬に要する経費を含む。）（消費税及び地方消費税を除く。）	1 / 2	対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と15千円に分析した電気機器等の台数を乗じた額を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

別表4

1	計量法（平成4年法律第51号）に基づき、特定計量証明事業者としての認定を受けた分析機関（自ら分析を行う者に限る）
2	計量法（平成4年法律第51号）に基づき、計量証明事業者としての認定を受けた分析機関（自ら分析を行う者に限る）

別表5

1	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）別表第2に定める方法
2	絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定マニュアル第3版（環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に定める方法（迅速判定法は除く。）

別記

第1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

山口県知事

様

申請者

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者氏名

平成 年度山口県PCB含有電気機器等適正処理促進事業事前審査申請書

山口県PCB含有電気機器等適正処理促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、別添事業計画書の事前審査を申請します。

別記

第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

山口県知事

様

申請者

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者氏名

平成 年度山口県PCB含有電気機器等適正処理促進事業
変更（中止・廃止）承認申請書

山口県PCB含有電気機器等適正処理促進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、事業変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

別記

第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

山口県知事 様

申請者
住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
担当者氏名

平成 年度山口県PCB含有電気機器等適正処理促進事業費補助金
交付申請書（兼実績報告書）

標記の補助金を次により交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 算出の基礎

第3号様式別紙2のとおり

3 添付書類

- (1) 第3号様式別紙1
- (2) 第3号様式別紙2
- (3) 分析に要した費用の内訳が分かる領収書
- (4) 直前期の貸借対照表
- (5) 国税確定申告書の写し（法人にあつては、法人事業概況説明書を、個人にあつては従業員数がわかる部分を添付すること。）
- (6) 分析した機器の写真（銘板がある場合は、銘板が写った写真も添付すること。）
- (7) 分析結果書の写し
- (8) その他参考となる資料

第3号様式別紙1

○事業者等に関する事項

項目	記入欄
自社の業種 (中分類)	
資本金の額又は 出資の総額(円)	
従業員数(人)	

○保管(使用)事業場に関する事項

項目	記入欄
事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
P C B 特別措置法 届出の有無	有・無
特別管理産業廃棄物管 理責任者の職・氏名	

※ P C B 特別措置法届出の有無は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出」を県内各環境保健所に提出している場合、有に○を付してください。

※ 特別管理産業廃棄物管理責任者の職・氏名は既に特別管理産業廃棄物を保管(排出)している事業場である場合のみ記入してください。

○分析機関・分析手法に関する事項

項目	記入欄
分析機関名	
分析手法	

第3号様式 別紙2

【補助事業に要する経費の内訳】

監理 No	製造年月日	機器の種類	製造者名	型式	「使用中」「保管中」の区分	
					使用中	保管中
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

対象経費 (A) 円 (委託費の1/2)	基準額 (B) 円 (台数×15千円)	選定額 (C) 円 (A)と(B)を比較していずれか少ない方の額	補助所要額 (D) 円

※ 補助対象費の内訳が記載されている領収書の写しを添付してください。